

牧之原市細江区規約

(名称及び事務局)

第1条 この区は、牧之原市細江区(以下「区」という)といい、事務局を細江コミュニティセンター内に置く。

(目的)

第2条 区は、環境整備と福祉を増進し、防災防犯意識の啓発と体制の確立に努め、保健体育を奨励し、文化教育を向上させ、住民の自主的な地域活動を支援し、もって区の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 区は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市政に区民の意志を反映させるとともに、区内の土木、衛生、社会施設など生活環境の整備改善に関すること。
- (2) 区民共同の福祉と生活の向上に関すること。
- (3) 区内の防災防犯交通安全に関すること。
- (4) 区民相互の親睦に関すること。
- (5) 区内外の諸団体および各種委員との連絡協調に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要と認めること。

(組織)

第4条 区は区内に居住する住民で組織する。

(町内会の区域)

第5条 区を別表の町内会に分ける。

- 2 町内会の区域は、従前の慣例による。ただし 町内会の境界が明らかでないときは、関係町内会が協議して定める。

(役員)

第6条 区に次の役員を置く。

- (1) 区長 1人
- (2) 区長代理 2人以内
- (3) 評議員 12人 但し11人の場合もある。
- (4) 総務 1人
- (5) 会計 1人
- (6) 監事 2人
- (7) 区長が細江区民から選任した者 若干名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次による。

- (1) 区長は、評議員町内会長会において細江区民の中から選出し決定する。
- (2) 区長選出に当たっては、選考委員会を設置する。
- (3) 選考委員会の構成は区長・区長代理・部長及び町内会長代表2名とし、原則として総務部長が主務する。
- (4) 原則として評議員は各町内会から一人選出する。
但し県営住宅については状況を考慮し、選出しない場合もある。
- (5) 第13条の正副部長は原則として評議員から選出する。但し、区長が細江区民から選任した者とする場合もある。
- (6) 区長代理、総務、会計、監事及び部員は、区長が細江区民の中から選任し、評議員会において決定する。但し総務、会計は評議員を優先させる。

(任務)

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 区長は区を代表し、区の運営を統括し、会議の議長となる。
- (2) 区長代理は区長を補佐し、区長事故あるときは、その職務を代理し、事業部を担当あるいは補佐する。
- (3) 評議員は区の企画運営に当たる。
- (4) 総務は、区長の命を受けて区の総括事務を行う。
- (5) 会計は、区長の命を受けて区の出納経理を行う。
- (6) 監事は、区の会計を監査し、役員総会に報告する。

(任期)

- 第9条** 役員のうち区長、区長代理及び評議員の任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。
補欠により就任した場合は前任者の残任期間とする。
2 役員のうち総務、会計、正副部長及び監事の任期は1年とする。
ただし再任を妨げない。補欠により就任した場合は前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第10条** 区に顧問1人置くことができる。
2 顧問は原則として前任の区長を評議員会に諮って区長が委嘱する。
3 顧問は区長の諮問に応じ、区の運営に参加する。

(事務局)

- 第11条** 区の事務処理を行い、区長・区長代理を補佐するために事務局を置く。
2 事務局員は区長が選任する。
3 事務局員(施設管理員を除く)は区の運営に参画する。

(専門部会)

- 第12条** 区の業務の運営を図るため、次の事業部を置く。
- (1) 総務部
 - (2) 環境部
 - (3) 交通防災部
 - (4) 福祉部
 - (5) 文化教育部
 - (6) 体育部
- 2 事業部(以下「部」という)の任務は次のとおりとする。
- (1) 総務部 区の業務の取りまとめ及び広報に関すること。
 - (2) 環境部 土木、環境整備に関すること。
 - (3) 交通防災部 交通安全、防災に関すること。
 - (4) 福祉部 福祉の増進に関すること。
 - (5) 文化教育部 文化の向上と教育及び生涯学習の増進に関すること。
 - (6) 体育部 体育振興に関すること。

(組織等)

- 第13条** 前条の各正副部長は、評議員会に諮り決定する。
2 部長及び副部長は異なる部を兼務する場合もある。
3 部長は部の運営を図り、会議の議長となる。

(会議)

- 第14条** 区の会議は役員総会、三役会、評議員会、評議員町内会長会及び部会議とする。
- (1) 役員総会は、第6条で定められた(1)から(7)の役員と町内会長で組織し、区の重大事項を審議し決定する。開催時期は三役会で決定する。
 - (2) 三役会は区長、区長代理、総務、会計、事務局をもって組織し、区の施策、運営、行事、事業計画、事業予算、その他重要事項を審議し立案する。
但し、区長が指名した者が出席する場合もある。会議は原則として毎月開催する。
 - (3) 評議員会は区長、区長代理、評議員、事務局をもって組織し、区の施策、決算案の承認、事業予算の決定、規約の制定改廃、その他重要事項を審議し決定する。
但し、区長が指名した者が出席する場合もある。会議は原則として毎月開催する。
 - (4) 評議員町内会長会は区長、区長代理、評議員、町内会長、事務局をもって組織し、市及び評議員会から決定事項を報告する。会議は原則として毎月開催する。
 - (5) 3月末日に開催する役員総会では、当年度の事業報告・収支決算の承認を得る。
新年度最初の評議員町内会長会議では、新事業計画及び新事業予算の承認を得る。
 - (6) 部会議は、第12条第2項の任務遂行のため必要な方策の研究または規格立案し評議員会に諮り事業推進を図る。開催時期は随時開催し、部長が招集する。
- 2 緊急問題または渉外的問題等生じたときは、区長、区長代理、の二役をもって対応し協議する。協議内容で必要な事項については、役員会に報告または協議に付するものとする。
- 3 役員総会、三役会、評議員会及び評議員町内会長会は区長が招集し、会議の議長となる。
- 4 会議はすべて構成員の3分の2以上の出席で成立し、議事は多数決で決める。
可否同数のときは議長がこれを決める。

(報酬等)

第15条 役員及び町内会長に報酬(年額)を、事務局員に給料及び期末手当を支給する。

(旅費の支給)

第16条 役員及び事務局員が公務で出張したときは、旅費を支給する。

2 役員以外の者であっても、区長の命を受けて公務で出張したときは、旅費を支給する。詳細は旅費規定による。

3 区長、区長代理、評議員、町内会長には、毎月開催する会議出席のための旅費を前期、後期の2回にわたり支給する。

(専門委員)

第17条 区の事業遂行のため、必要に応じて専門委員を委嘱する。

(区女性部委員)

第18条 区女性部委員は町内会より選出し、区の事業部の運営に参画する。

(助成金)

第19条 各町内会が、市の補助事業を受けて事業を実施した場合、地元負担金の一部を助成する。

2 区民の福祉増進、健康増進、教育文化の向上、または区民相互の親睦を目的として活動する団体に、助成金交付規定に基づき、助成金を交付することができる。

(弔慰金等)

第20条 役員及び事務局員及び前述の配偶者が死亡したときは、弔慰金(香典)を贈呈する。

2 役員及び事務局員が被災しまたは傷病等で引続き1ヵ月以上自宅療養または入院治療が14日以上に及ぶときは、被災・傷病見舞金を贈る。

3 区長・区長代理・評議員が連続及び通産して4年以上在任して退任したときは、退任慰労金を贈る。

4 事務局員が3年以上在職して退職したときは、退職功労金を贈る。

5 本条の詳細は細江区慶弔金規程による。

(経費)

第21条 区の経費は、会費その他の収入もって充てる。

(会計年度)

第22条 区の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第23条 この規約の改廃及び施行については、区長が評議員会に諮って定める。

附 則

この規約は昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成2年8月30日から施行する。

附 則

1 この規約は平成9年4月1日から施行する。

2 第12条及び第13条の部会に関する規程は、平成10年4月1日から適用する。

3 この規約施行後の部会に関する規程は、なお従前の例による。

附 則

1この規約は平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

規約第9条役員の任期については、区長・区長代理及び評議員が同一任期で交替することは、区の運営上支障を来す恐れがあるとし、半数評議員の任期の起算日を1年ずらすこととした。

平成12年度を初年度として、2年任期の評議員を選出する6町内会と1年任期の評議員を選出する5町内会を抽選で決めた。県営住宅町内会は従来から1年任期としているので抽選から除外した。

抽選の結果2年任期評議員の町内会は、東慶林、青池、西福田、東福田、堀之内、時ヶ谷の6町内会。1年任期評議員の町内会は寄子、根松、道上、後原、谷の口と県営住宅の6町内会となった。これにより平成13年度から2年任期の起算日を1年ずらすことになり、寄子、根松、道上、後原、谷の口、の各町内会が、奇数年度(平成13年度よりの)・東慶林、青池、西福田、東福田、堀之内、時ヶ谷、の各町内会は偶数年度(平成13年度より)が交替年度となる。なお県営住宅町内会は同町内会の事情により毎年度を交替年度としている。

- 附 則
この規約は平成12年5月1日から施行する。
- 附 則
この規約は平成18年4月1日から施行する。
- 附 則
この規約は平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
この規約は平成21年4月1日から施行する。
- 附 則
この規約は平成22年4月1日から施行する。
- 附 則
この規約は平成23年4月1日から施行する。
- 附 則
この規約は平成24年4月1日から施行する。
- 附 則
この規約は平成28年4月1日から施行する。

別表

町内会の名称		附記
1	東慶林	
2	青 池	
3	寄 子	
4	西福田	
5	東福田	
6	根 松	
7	堀の内	
8	時ヶ谷	
9	道 上	
10	後 原	
11	谷の口	
12	県営住宅	
計	12町内会	